

令和4年度自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

1. 令和3年度からの変更

- ・対象機器について、無人フォークリフト、AGVに加え自動化倉庫設備が記載されました。ただし、これらの例示に限らない省人化・省エネ化に資する機器も対象となる可能性があります。個別にLEVOにご照会ください。
- ・補助金の交付額の上限が1億円と定められました。

2. その他

再生可能エネルギーについて	<ul style="list-style-type: none"> ・自社で使用する以外の余剰電力を売電するケースも対象となります。 ・固定価格買取の契約終了で、今後も同認定を受けるつもりはない場合は対象となります。 ・PPAモデルの場合、太陽光設備自体は対象となりませんが、自己所有の機器は対象となります。
2年度にまたがる計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画全体を申請して、全体が採択されます。 ・ただし補助金の申請は、各年度ごとに行います。 ・次年度に予算がつかないケースが理論的にあり得ます。この場合、次年度分の補助金は申請できません。
CO2排出量の計算	<p>営業倉庫内において、例えば、</p> <p>①既存のバッテリー式フォークリフト → 無人フォークリフト導入</p> <p>②現在の庫内移動作業は、オペレーターによる搬送機器操作 → 無人搬送車導入</p> <p>等を行うだけでは、CO2削減効果は限定的となることが推測されます。</p> <p>上記機器の入替えの他に、省人化に資する機器の同時導入による営業倉庫内の照明・空調機器等に係る電力消費量の削減に伴うCO2削減量を算定することとなります。</p> <p>例として、無照明区画の設置が挙げられていますが、このほかにも、LED照明への転換や高効率の空調機器への買い替えを同時に行うことによって、電力消費量の削減を図ることが考えられます。ただし、当該照明・空調機器の設置費用は補助の対象にはなりません。</p>
フォークリフトを更新した場合のCO2排出量の計算	<p>CO2削減効果の算定に当たっては、一例として当該営業倉庫において、現在使用している機器（バッテリーフォーク）と本補助事業で導入する無人フォークリフトとのCO2排出量の比較となります。ただし、当該バッテリーフォークを同一営業倉庫内の軽油フォークと入れ替える場合には、結果として同一営業倉庫内でCO2削減が実現できることから、導入する無人フォークリフトと除却する軽油フォークとを比較することができます。</p>

補助金の対象範囲	<p>自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業において、個々の設備等が補助対象経費に該当するか否かについては、場合によっては個別事業ごとに判断する必要が生じます。</p> <p>今回、自動化倉庫設備が対象機器に含まれたことを踏まえ、AGVと同時に購入する移動ラックについてもAGVの稼働に不可欠なものであるか、個別に判断することとなります。当該ラックが対象事業の要件を満たすかを判断するため、導入検討設備のカatalog、仕様書、使用方法等がわかる説明資料等を添付してLEVOへご照会いただくようお願いいたします。</p>
省人化による人件費の削減	<p>審査の対象はCO2排出量の削減が主であるため、省人化による人件費の削減は審査の対象とはなりません。</p>
税制措置との併用	<p>他の補助金との併用はできませんが、税制措置との併用は可能です。</p>
新設倉庫の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・新設倉庫は、補助事業の完了時（補助対象設備が納品、支払いが完了した時）までに 営業倉庫として登録していれば、原則として当該倉庫に導入する省人化・省エネ化に 資する機器（無人フォークリフト・AGV等）と再生可能エネルギー設備を同時導入 する場合、補助事業の対象となります。 ・CO2削減効果の算定については、 <ul style="list-style-type: none"> 第1の方法：当該新設倉庫で扱う貨物の従前（新設倉庫へ移転前の場所）で行われていた作業実績より事業実施前1年間のCO2排出量を算出し、その数値と事業実施後のCO2排出量を比較する。 第2の方法：上記第1の方法での算定が不可能な場合は、当該新設倉庫と同規模の倉庫 において仮に従来型のフォークリフト・有人の搬送車等による作業が行われたとした場合の 1年間分の計算上の数値を、事業実施前のCO2排出量として、その数値と事業実施後の CO2排出量を比較する。 等の方法が考えられますが、いずれにしても合理的な説明ができれば審査の対象となります。